

# 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針案（下線部等は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p><b>目次</b></p> <p>第1章 基本方針策定への基本的考え</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人権の基本理念</li> <li>2. 二度にわたる大戦の反省から</li> <li>3. わが国における人権確立の教訓</li> <li>4. <u>人権をとりまく近年の動向</u></li> <li>5. 人権尊重の社会づくりに向かって</li> <li><u>6. 方針改定の趣旨</u></li> <li><u>7. 人権施策の基本理念</u></li> </ol> <p>第2章 人権施策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 推進のための方向           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権尊重の社会を実現するための組織・体制</li> <li>(2) 共生のまちづくり</li> <li>(3) 地域共同体の機能の強化</li> <li>(4) 専門的機関</li> <li>(5) ネットワークの形成</li> <li><u>(6) 相談窓口の充実</u></li> <li><del>-(6)-</del> <u>(7) 推進行動計画目標の策設定</u></li> </ol> </li> <li>2. あらゆる生活場面における取組           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権尊重の育成</li> <li>(2) 家庭教育</li> <li>(3) 幼児教育・学校教育</li> <li>(4) 社会教育</li> <li>(5) 市民啓発</li> <li>(6) 市職員・教職員・医療・福祉関係者の研修</li> </ol> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年の動向 を追記</li> <li>・ 方針改訂の趣旨 を追記</li> <li>・ 「相談窓口の充実」を追加</li> <li>・ 目標値の設定</li> </ul>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>(7) 地域社会・市民団体・企業などでの取組 (8) 人材の育成</p> <p>第3章 分野別施策の推進</p> <p>1. 分野が特定しえない人権課題</p> <p>(1) 公権力と人権 (2) 環境と人権 (3) 情報と人権</p> <p>2. 分野別の人権</p> <p>(1) 女性の人権 (2) 子どもの人権 (3) 高齢者の人権 (4) 障がい者の人権 (5) 同和問題 <u>(部落差別)</u> (6) 外国人の人権 (7) 感染症および難病等患者の人権 (8) 犯罪被害者および家族の人権 (9) 刑を終えた人の人権 <u>(10) 性的少数者の人権</u> <u>(11) インターネットと人権</u> <u>(12)</u>—(10)—その他、今後に取り組むべき人権課題</p> <p>3. 私たちが本当に考えるべきもの</p> <p>(1) 人権侵害の内容 (2) 人権文化の創造をめざして (3) 響き合う優しい心を</p> <p>第4章 施策推進のための体制づくり</p> <p>1. 人権尊重の社会づくり審議会</p>	<p>・ 文言の変更</p> <p>・ その他の性同一性障害を分離して新規に作成</p> <p>・ 情報と人権のインターネットによる人権侵害を分離して新規に作成</p>	
---	--	--

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>2. 庁内推進体制  (1) 人権行政推進本部  (2) 幹事会</p> <p>3. 市民参加による推進体制  (1) 地域を基盤とした人権運動  (2) 人権を考える市民団体との連携づくり  (3) 相談・支援・救済の体制づくり</p> <p><u>4. 目標値の設定一覧表</u>  結びにかえて</p> <p>○用語の解説</p> <p>《資料》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>橋本市人権尊重の社会づくり条例</li> <li>橋本市人権尊重の社会づくり審議会規則</li> <li>橋本市人権尊重の社会づくり審議会委員名簿</li> <li>橋本市人権教育基本方針</li> <li>世界人権宣言</li> <li>日本国憲法（抄）</li> <li>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</li> <li>「人権擁護都市宣言」に関する決議</li> <li><u>人権関連年表</u></li> </ol>	<p>・ 巻末に「設定した目標の指標一覧」を追加</p> <p>・ 巻末に年表を追加</p>	
<p><b>第1章 基本方針策定への基本的考え</b></p> <p>1. 人権の基本理念</p> <p>私たちは、一人の人間としてこの世に生を受け、育ち、学び、働き、そして生活しながら次世代を生み、育て、老いて子孫に人間の生涯について伝え、やがてその生涯を閉じていきます。</p> <p>この一生を支えるために、近代憲法は、すべての人が個人として生存するのに欠かすことの出来ないもの、すなわち「生命、自由、財産」を自分のものにするのを他の何も</p>		

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

のにも勝る権利として、最大限に尊重することにしました。

日本国憲法もこれと同じく、国民が「個人」として尊重されるということ、すなわち「人間の尊厳」の確立に国家存立の究極の理由を求め、「すべて国民は、個人として尊重され」「生命、自由及び幸福追求」は「国民の権利」として、「公共の福祉に反しない限り、最大限に尊重」されることを明示しています。（日本国憲法第13条）

人間は、個人として尊重されるということは、各人が偶然に身をおいている場所、環境のゆえに尊重されるのではなく、人格そのものが、他の要素とのかかわりに全く関係なく尊重されるということです。

人種や性別その人の出生地などの先天的なもの、社会的地位や生活環境などの後天的なものによって尊重されるのではなく、人間としての人格を備えたその存在自体が尊厳性の主体となるということです。

人間は、自分の喜びを喜びとして感じ、自分の痛みを痛みとして感じ、それに基づく自己の意思決定を自らで行うことの出来る存在として捉えられねばなりません。

ここには、先天的、後天的な環境を取り除いた人間個人の姿が存在しているのです。

日本国憲法では、人はみな「法の下に平等であって」、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（日本国憲法第14条）と具体的に例示して、平等の考え方を確認しています。

しかし、現実にはいろいろな理由をつけて、「自由及び幸福追求の権利」や「法の下での平等」が制限されたり、奪われたりすることがあります。私たちはこうした事実を人権侵害（差別）と呼んでいます。

人権侵害の背景には社会による排除・摩擦や社会からの孤立というものがあります。

「社会による排除・摩擦」や「社会からの孤立」をつくりだす要因は社会そのものの仕組み、特に民主主義の発達の程度と深く結びついています。私たちは、この社会の「排

除体質」を根本から変革し、お互いが支えあう社会、<sup>(\*)</sup>「社会的包括（ソーシャル・インクルージョン）」を築いていく必要があります。

民主主義が未成熟な社会では人権侵害そのものが問題とはされず、差別を受ける本人の個人的弱点とみなされがちです。

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>こうしたさまざまな問題を抱えながら、時代を超えて、基本的人権はそれぞれの国の内部における民主主義の課題として取り組まれ、確立・拡充してきました。</p>		
<p>2. 二度にわたる大戦の反省から</p> <p>基本的人権を破壊する最も大きなものは戦争です。昭和23年（1948年）の世界人権宣言は、「人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらした」として、20世紀における二度にわたる世界大戦の反省から、個人にかかわる基本的人権の保障を国際社会の課題として取り組もうと宣言しています。</p> <p>その後国際連合はこの世界人権宣言を具体化し、各国に実施を義務づけるための基本的な条約として、「<sup>(*)</sup>国際人権規約」、「<sup>(*)</sup>あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、「<sup>(*)</sup>女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「<sup>(*)</sup>児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」などを採択するとともに、他方で「<sup>(*)</sup>国際人権年」「<sup>(*)</sup>国際婦人年」「<sup>(*)</sup>国際児童年」「<sup>(*)</sup>国際障害者年」「<sup>(*)</sup>国際識字年」「<u>国際高齢者年</u>」など、国際的な取組を通して各国に人権確立の取組を推進するように呼びかけてきました。</p> <p>世界規模の戦争の危機は乗り越えてきていますが、例えば東西冷戦構造崩壊後に期待された世界平和は、その後逆に遠のき、人種、民族、宗教などによる対立が表面化し、世界の至るところで局地的な戦争が多発し、貧困・飢餓・難民問題などは、世界各地で深刻な人権侵害をもたらしています。</p> <p>戦争は社会による排除・摩擦の最も大規模なものであり、自分たちの国家や民族の価値観で他の国家や民族の価値観を否定し、排除し、支配しようとするものであり、多大の犠牲者を他国民だけでなく自国民内にもつくり出しました。</p> <p>このような厳しい状況を背景として、国際連合は平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、すべての政府に人</p>		

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>権教育を実施するよう行動計画を示し、人権教育を通して人権の文化を世界に築くための国際的な取組が展開されました。さらに、平成 16 年（2004 年）12 月の国連総会において、この行動計画を受け継ぎ、全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を採択しました。</p>		
<p>3. わが国における人権確立の教訓</p> <p>わが国固有の人権侵害である同和問題は、封建時代の被差別身分の人々の集落であった地域社会に対する他の地域社会からの排除・摩擦の典型です。</p> <p>戦後、和歌山県では、本問題克服に向けて「<sup>(*)</sup>責善教育」という名の同和教育が行われ、また国に先駆けて同和問題の解決を重要課題と位置づけ補助制度を創設するなどの同和対策が推進されました。本格的な取組に発展するのは、昭和 40 年（1965 年）の同和対策審議会答申と、これが政策として具体化され昭和 44 年（1969 年）の同和対策事業特別措置法制定からです。</p> <p>こうした中で、権利回復をめざす人々や団体を中心として、大きな社会運動が展開されました。そして、これに応える形で学校教育・社会教育の現場では民主主義や人権の教育が展開され、差別することの不合理性が認識され、本問題の解決を願う多くの支持者をつくり出しました。</p> <p>また、行政は就職差別を始めとするさまざまな人権侵害の解決のために平成 14 年（2002 年）3 月まで特別な対策を実施してきました。</p> <p>前近代社会（封建時代）における身分による価値観は、それを否定して誕生した近代社会において解消するはずですが、わが国にあっては生き続け、新しい日本国憲法下においてもなお存続し続けました。</p> <p>この問題の解決に向けて取り組まれた実践は、実態的差別をほぼ解消するまでに至り、平成 14 年（2002 年）3 月に同和対策という特別対策は終結しました。このような状態がつくり出された取組は他には例がありません。女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人の問題等々、社会による排除・摩擦や社会からの孤立を克服する課題が社会問題化している<u>いく</u>中、その意味で同和問題解決に向けたこの 33 年間の取組</p>		

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>は、わが国における人権確立の取組に大きな教訓を残していません<u>ました</u>。</p>		
<p><u>4. 人権をとりまく近年の動向</u></p> <p><u>同和問題解決に向けた取組とその教訓は、その後のさまざまな人権課題の解決に向けた取り組みへ繋がっていきます。平成5年（1993年）に「障害者基本法」、平成7年（1995年）に「高齢社会対策基本法」、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」、平成12年（2000年）に「児童虐待の防止等に関する法律」、平成13年（2001年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が、それぞれ施行されています。</u></p> <p><u>また、人権教育・啓発に関する施策の推進については、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、必要な措置を定めることを目的として、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が、国において策定されています。</u></p> <p><u>そして、平成23年（2011年）には、東日本大震災や紀伊半島大水害が発生するなど、相次ぐ自然災害に見舞われ、また多くの尊い命が奪われたことを契機に、人と人との絆の大切さが再認識される一方で、風評被害による人権問題や避難所等における人権問題など、新たな問題も生じています。</u></p> <p><u>こうした状況の中、国においては、平成25年（2013年）の「いじめ防止対策推進法」施行、平成26年（2014年）の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行に続き、平成28年（2016年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）」及び「部落差別の解消の推進に関する法律（以下、「部落差別解消推進法」という。）」の3つの法律が施行されました。このうち「部落差別解消推進法」の施行は、その第1条（目的）に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年の国の動向を追記</li>   <li>・ H28年、人権三法の施行</li> </ul>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p><u>踏まえ」とあるように、近年、急激な情報化の進展に伴って、インターネット上における様々な誹謗・中傷や人権侵害に繋がる書き込み等が年々増加していることが背景にあります。今後さらに、人権侵害による被害を救済するための新たな制度の必要性が求められているところです。</u></p> <p><u>また和歌山県においては、平成14年（2002年）に「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行するとともに、各種の人権啓発事業や研修事業、あるいは人権相談業務など、人権に関わる総合的な取り組みを進めるための拠点となる「和歌山県人権啓発センター」を設置しました。さらに平成16年（2004年）には、「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、県民が主体的・能動的に参加できる啓発の実施や、企業等の自主的・主体的な取り組みの支援も含めた、効果的な人権施策の推進を進めてきました。</u></p>	<p>・県の動向を簡単に追記</p>	
<p>5. 人権尊重の社会づくりに向かって</p> <p>同和問題の解決に向けて取り組んできた成果と経験は、すべての人権擁護の取組に生かさなければなりません。今日までの取組を見つめると、今後の総合的な地域支援政策として学ぶべき実践が多数あるということが分かります。</p> <p>こうしたことを背景として、人権が尊重される明るい社会づくりを推進するために、たゆまぬ努力を傾注することを決意し、旧橋本市では平成14年（2002年）6月「橋本市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成17年（2005年）3月「人権施策基本方針」を策定したところです。</p> <p><u>また、平成18年（2006年）3月1日に橋本市と高野口町が合併し、新橋本市が誕生する中で、この条例の理念を継承し新たに「橋本市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、<u>またさらに</u>同年6月には新たに「人権擁護都市宣言」に関する決議がなされたところです。</u></p> <p>この条例は「人権尊重の社会づくりを進めるに当たり、市と市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現を図る」（同第1条）ことを目的とし、今後の本市の進むべき道を明らかにしました。<u>平成20年（2008年）3月には、新市として「人権施策基本方針」の改訂</u></p>	<p>・2008年 合併による基本方針の改</p>	



## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p><u>を行い、今に至っています。</u></p> <p>本市行政の役割は「あらゆる施策の実施に当たり、人権尊重の視点を踏まえるとともに、人権に関する必要な施策を推進する」（同第2条）ことであり、市民の役割は「あらゆる場や機会において互いに人権を尊重し、市とともに自らがまちづくりの担い手として、人権が尊重される社会の実現に努める」（同第3条）ことです。</p> <p>本市行政には市民の人権を保障する責務があり、憲法が保障する自由及び権利は、市民の不断の努力によってこれを保持しなければならない義務があることを、日本国憲法の理念に従い具体化したものです。</p>	<p>訂</p>	
<p><u>6. 方針改訂の趣旨</u></p> <p><u>本市においては、「橋本市人権施策基本方針」に基づき、さまざまな人権課題の解決に向けた取り組みを進めてきたところであり、さらに平成27年（2015年）には男女共同参画の取り組みを推進するため、「橋本市男女共同参画推進条例」を施行しました。そして、特に本条例の第8条では「性別による権利侵害の禁止」条項を盛り込んでいます。これは、セクシャルハラスメントやDV等による暴力の問題が顕在化してきていることや、性が多様化する中で、性的少数者（LGBT）の人権問題がクローズアップされてきていることが背景としてあります。すなわち、このような近年の人権をとりまく社会情勢の複雑化・多様化、あるいは国際化の進展、急激な情報化の進展に伴って、取り組むべき新たな人権課題が生まれてきているという現状があります。市としては、これらの状況にも対応しながら、将来に向けて市の人権施策を一層進めていくための新たな指針を示す必要があることから、今回必要な改訂を行うものです。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針改訂の趣旨を追記</li> <li>・H27年、橋本市男女共同参画推進条例の施行</li> </ul>	
<p><u>7. 人権施策の基本理念</u></p> <p>人権という用語は、国権すなわち公権力との関係で用いられてきたものです。その現れ方は歴史的、社会的に異なってきます。しかし、人間らしく生きることができる社会の発展を求める考えであるという点で普遍的であり、それは固定したものではなく、ま</p>		

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>た国権・公権力から与えられるものでもありません。</p> <p>「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」との世界人権宣言の理念は、これを侵害しようとする公権力に対する警告です。</p> <p>人権尊重の社会づくりを推進するということは、「このまちに、住んでよかった・住んでみたい」と思えるまちづくりの実現をめざすことであり、そのためには、行政主導型から、市民と行政が互いに持つ資源を出し合い、一緒になってまちづくりに取組む協働型へ転換しなければなりません。</p> <p><u>そして</u>、私たちが生活する地域社会の隅々にまで日本国憲法の理念が行き渡るような状態をつくり出すことをめざして、人権保障の施策の総合的な推進に取り組みます<u>んでいきます</u>。</p>		
<p><b>第2章 人権施策の推進</b></p> <p>1. 推進のための方向</p> <p>現代社会において、すべての人が人間らしく生きるために、個人の生命と自由を保障し、それに財産権と法の下での平等を加えて「自由権」とし、市民一般を守ることであります。</p> <p>それに対して、具体的に、社会的・経済的に弱い立場のある人達に目を向け、個人の生活困難な市民に対して何らかの社会的支援を保障するものを「社会権」としてあります。</p> <p>この2つの権利を「人間の尊厳の確立」という共通の目標のもとに調和させ、その実現により、市民一人ひとりの幸せな生活条件を整備し、すべての市民が対等・平等な人間関係の中で、この地域社会で安心して暮らすことのできる環境をつくることこそ緊急の課題です。</p>	<p>・長期総合計画に「今後の課題」として記載されている。</p>	
<p><b>(1) 人権尊重の社会を実現するための組織・体制</b></p> <p>① 人権行政推進体制等の整備</p> <p>人権尊重の社会づくりは市政の重要な柱と位置づけ、橋本市人権施策推進本部を核として総合的な人権施策を<u>図りまことに取り組んでおり、今後もこれを継続してまいります</u>。なお、人権施策の推進にあたっては、すべての部局がこの基本方針を踏ま</p>		

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>え、連携を図り、情報を共有しながら諸施策を積極的に推進します。</p> <p>② 社会的援護を必要とする人のための組織づくり</p> <p>社会的援護を必要とする人を支援するには、専門的知識・豊富な経験や幅広い視野に立って相談できる人材等が必要です。</p> <p>民間の相談員や各地の支援センター、あるいは最近ではこれらの運営を行うNP<sup>(*)</sup>O法人などがありますが、これらの個人や組織を育成・支援し、当事者が参加しやすい環境づくりを推進支援します。</p>		
<p>(2) 共生のまちづくり</p> <p>地域社会における排除や摩擦、あるいは地域社会からの孤立などの問題を未然に防ぐために、住民がそれらの問題の不合理に気づき、当事者と思いを一つにし、共に生きることのできるまちづくりを推進するための効果的な啓発に努めます。</p>		
<p>(3) 地域共同体の機能の強化</p> <p>人権尊重の地域社会を実現するには、地域内のさまざまな団体・組織、例えば、子ども会、青年団体、女性団体、老人会や企業組織など地縁的組織が、組織内での人権侵害問題を生じさせないために、あらためて自らの組織を見直してみる必要があります。</p> <p>そうした努力が近隣とのつながりを好まない住民層を減少させ、地縁的組織の空洞化に歯止めをかけ、地域社会の再生に道を開いていきます。これが、地縁的關係だけではなく個人の尊厳も尊重する組織へと発展する体質改善の決め手となります。ついては、こうした組織へあらゆる機会を通して啓発に努めます。</p>		
<p>(4) 専門的機関</p> <p>人権尊重の社会づくりを推進していくためには、地域社会による排除・摩擦や社会からの孤立によって生じた社会問題を人権侵害問題として捉え、相談に乗り、その問題解決を支援・援助できる専門的機関が必要です。今後、国における動向を見守りつつ、適切に対応するとともに、和歌山県、伊都振興局、橋本保健所、及び和歌山地方</p>		

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p><u>法務局橋本支局など、関係機関とも連携しながら、市もその役割の一翼を担っていきます。</u></p>		
<p><b>(5) ネットワークの形成</b>          当事者組織・支援のための組織・支援する専門的機関（<u>人権擁護委員協議会</u>、福祉・医療・教育機関など）や、さまざまな組織によるネットワークづくりに努め、人権侵害の予防と早期発見、相談・支援・援助の活動に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員協議会との連携</li> </ul>	
<p><b>(6) 相談窓口の充実</b>  <u>橋本市では、平成 29 年（2017 年）度から新たに「橋本市女性電話相談」事業をスタートしました。この事業は、配偶者等からの暴力をはじめとする男女の固定的役割分担意識から生じる問題や、女性が抱える様々な悩みについて、男女共同参画の視点に立って相談者の悩みを聴き、相談者とともに考えながら、相談者自身が問題解決の糸口を見つけられるように支援していくことを目的としています。</u>  <u>また、平成 30 年（2018 年）に実施した「橋本市人権に関する市民意識調査」の結果によると、過去 5 年間に人権が侵害された経験があると答えた市民が約 17%ある中で、公的機関の相談窓口を利用した市民が非常に少なく、また、同和問題（部落差別）を解決するために教育・啓発・相談活動の充実が求められています。相談はいつでもどこでもできる環境を整えることは重要な施策であり、市の各部署におけるさまざまな相談窓口を充実させていくことが重要です。橋本市には 4 つの文化センターがあり、啓発や広報活動、地域の交流事業等を実施しており、地域に密着したコミュニティセンターとしての役割も果たしています。同時に、人権相談を含めた地域住民のさまざまな相談にも対応できるよう、総合相談窓口としての役割も担っており、今後も引き続き、相談体制の充実にも努めていきます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H29 年度より、「女性電話相談」の開設及び「女性電話相談カード」を市内の女性トイレに配置。</li> <li>・「市民意識調査」結果より公的機関への相談は 5%未満（Q4-3）</li> <li>・文化センターは地域におけるコミュニティセンターとしての機能を担っている。また啓発・相談事業も実施しており、引き続き相談窓口として充実していく。</li> </ul>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p><b>(6) (7) 推進行動計画の策定目標の設定</b>  <u>橋本市長期総合計画にも掲げているように、「市民一人ひとりの人権意識や平和に対する意識が高まり、ともに生き、ともに支えあう地域社会の構築を目指す」ことを目的とし、人権施策の推進をより実行性のあるものとするため、本基本方針を基に推進行動計画の策定に努め、推進行動の目標を設定します。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期総合計画における「10年後の姿」を書き込む。</li> <li>・設定した目標項目は巻末に記載</li> </ul>	
<p><b>2. あらゆる生活場面における取組</b>          前記の「推進のための方向」による取組に、市民一人ひとりが自主的に参加できる知恵と力を身につけるために、あらゆる生活場面において人権教育・啓発を推進します。</p>		
<p><b>(1) 人権尊重の育成</b>          旧橋本市では平成12年（2000年）12月、旧高野口町では平成13年（2001年）2月に社会的な不合理に対する市民、町民の考え方・意識を知るため、『意識調査』を実施しました。          この調査結果等を尊重し、人権啓発推進委員会を組織して、新しい広がりを持った人権啓発活動に取り組んできました。          そして、新橋本市の誕生を機に、今までの人権啓発のための活動方針を引き継ぎ、<b>新たに橋本市</b>人権啓発推進委員会を組織して、<b>さまざまな啓発</b>に取り組んでいます。また、委員の自主的な活動を推進するために、別組織として<b>橋本市</b>人権啓発推進連絡協議会を設けて地区単位での啓発活動に取り組んでいます。  <u>また、市民意識調査については、市民の人権に対する意識を図ることを目的に、その後も継続して実施してきているところであり、平成22年（2010年）10月及び平成30年（2018年）3月にそれぞれ「人権に関する市民意識調査」を実施し、平成23年（2011年）3月及び平成31年（2019年）3月に、それぞれ報告書を取りまとめた</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年10月及び平成30年3月に、「橋本市人権に関する市民意識調査」を実施</li> </ul>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p><u>います。</u></p> <p>地域社会を基盤とした家庭や保育所・幼稚園・小学校・中学校における人権教育、市民啓発・行政職員研修の実施、企業や住民組織による人権問題の取組などの展開により一定の成果をあげています。</p> <p>とりわけ人権尊重の地域社会をつくるためには、市民一人ひとりが主体的な活動を展開することを通して、人間の尊さや人権について理解することが大切であり、家庭や地域社会、保育所、幼稚園、学校、職場など生活のあらゆる場面において、生涯を通じて人権尊重の心を育ていけるよう人権教育・啓発を積極的に推進します。</p>		
<p><b>(2) 家庭教育</b></p> <p>家庭は子どもに対して生命の尊さや、社会生活を送る上で必要かつ基礎的なことから教えるという重要な機能を担っています。</p> <p>しかしながら、近年核家族化や少子化等家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家庭での祖父母・親子のふれあいが希薄になるとともに、不正やルール違反を許容したり、自由と利己主義をはきちがえ義務・責任を忘れてりする風潮など、大人のモラルの低下と相まって、家庭の教育機能が大きく低下しています。</p> <p>また、子どもや高齢者に対する虐待やDVなど様々な人権問題が顕在化し大きな社会問題となっています。<sup>(*)</sup></p> <p>このために、家庭で一人ひとりの命や人権が大切にされる教育が行われるよう、人権や子育てに関する学習機会や情報の提供を行うとともに、家族のふれあいや対話を通じて人権意識の高揚が図られるように、家庭教育支援を行います。</p>	<p>・目標設定を学校教育に移動</p>	
<p><b>(3) 幼児教育・学校教育</b></p> <p>① 幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期に一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることが、その後の成長を確かなものにします。</p> <p>幼児期にふさわしい生活や遊びを通じて、人権を大切にすることを育てる保育を進</p>		

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>めるとともに、集団生活の中で、人と関わる力や共に活動する力を育て、子ども一人ひとりの特性に応じて、豊かな人間性が育まれる保育を推進します。</p> <p>② 小・中学校では、子ども一人ひとりの尊厳と権利の擁護を大切な課題としながら人権教育に取り組む必要があります。</p> <p>あらゆる機会や場において人権が尊重される教育環境を作り、子ども一人ひとりが自分の意見や主張をしっかりと持ち、他人の意見をしっかりと受けとめ、一人ひとりの立場や考えの違いを認め合い、尊重し合い、支えあえるような教育実践を積み重ねることが大切です。子どもを取り巻く大人が子どもたちの人権についての理解を深め、豊かな人間感覚や人間関係を育てたり、さまざまな人権課題に対し具体的な態度や行動で取組める力を育てたりします。</p> <p>また、子どもの発達段階に応じ、教育活動全体を通じて計画的・系統的に推進していくとともに、学校教育だけでなく、家庭や地域社会の協力も得ながら、小学校区・中学校区地域住民と一体となった人権の教育を推進していく必要性があります。</p> <p>今後、命の大切さや他人の痛みが理解できる心を育み、「いじめ」など、あらゆる人権侵害を許さない態度や実践力の育成を図ります。</p> <p><b>●推進行動計画（令和7年度までに目標）</b></p> <p>法務省が出している様々な人権課題（子どもの人権、高齢者の人権など）の学習を推進し、小・中学校において学習している個別の人権課題の数 1校当たりの平均6以上</p>	<p>・目標の設定</p>	
<p><b>(4) 社会教育</b></p> <p>今日の科学技術の高度化・情報化・高齢化などの急速な社会状況などの変化に適切に対応し、充実した生活や心豊かな人生を過ごせるよう、社会教育施設を充実し、生涯にわたっていつでも、どこでも自由に学習する機会が得られるように努めてきました。</p> <p>特に人権教育については、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について学習会や研修会を実施して、一人ひとりが自分らしく生きることができ自己の実</p>		

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>現と、多様な文化、習慣、価値観等を持つ人々が互いの人権を尊重し、違いを認め合い、豊かな社会生活を送ることができるよう、人権教育の推進に努めてきました。</p> <p>今後も、市民一人ひとりが、人権の意義やその重要性についての正しい知識を十分に身に付けるとともに、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接したとき、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚をも十分に身に付けることができるよう継続した人権教育を推進します。</p>		
<p><b>(5) 市民啓発</b></p> <p>本市では各種の人権問題に関する講演会や研修会を開催していますが、旧橋本市での市民意識調査では、参加度の高さに比例して人権擁護に関する取組や世界人権宣言・条約等についての理解も高くなっています。こうした傾向は居住意思の高い市民ほど高く、また隣近所とのつき合いの程度が濃いほど高いという結果となって現れています。</p> <p>本市では人権と福祉のまちづくりに自主的に参加していこうとする地域住民が育ちつつあり、これをより一層高めていくために、手法等を検討し効果的な取組を行います。</p> <p>地域の各種団体、人権啓発推進委員会等と連携しながら、それぞれの地域社会の課題に見合った講演会・研修会の開催に努め、人権と福祉のまちづくりを推進する地域住民の暮らしのネットワークづくりに努めます。</p> <p><b>●推進行動計画（令和7年度までに目標）</b>  <u>各地区での一体的な取り組みの促進</u>  <u>人権啓発リーフレット等の啓発ツールを定期的に作成していく。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に向けた啓発として、人権啓発リーフレットを毎年テーマを変えながら作成し、市民に配布していく。</li> <li>・目標の設定</li> </ul>	
<p><b>(6) 市職員・教職員、医療・福祉関係者の研修</b></p> <p>市職員・教職員等公務員、医療職・福祉職に就く者は、人権意識の高揚と、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。</p> <p>こうした人たちを対象とする人権研修は、市職員や教職員等にあっては、<u>毎年</u>、新</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員間では、各課各部署の窓口対応中や電話対応中に、差別に繋がる事象が発生した時には、見逃すこと</li> </ul>	



## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>規採用職員から管理職員までの各層を対象とした基本研修の中に人権研修を取り入れ、実施しています。研修形態も講義型のものから、体験学習型のものへと移行しつつあり、地域社会の実態・現実に触れる研修も増えつつあります。これらに加えて、民間の研究機関等が実施する研修会等にも職員を派遣し、高度で専門的な知識の習得に努めています。</p> <p>今後、市民の暮らしや、暮らしの現実に見られる人権侵害に気づき、人権侵害を予防できる感性と実践力を持つことができるよう、より一層職員研修に力を注ぎ、また参加型・体験型の研修を取り入れ、人権の担い手としての自覚と規律を高めるよう努めます。</p> <p>また、民間の医療機関や福祉施設においては、関係部局が機会をとらえて人権研修の実施をするよう働きかけるとともに、必要な情報の提供などに努めます。</p>	<p>なく毅然とした対応及びしっかりとした啓発を行えるよう、研修を重ねているところであり、今後も研修を重ねていく。</p>	
<p><b>(7) 地域社会・市民団体・企業などでの取組</b></p> <p>① 地域社会での人権啓発活動を推進するための母体として人権啓発推進委員会を組織しています。ここでは地域社会における不合理、克服すべき地域的課題を明らかにし、すべての市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざして、さまざまな形態での人権啓発活動を展開しています。</p> <p>人権問題の解決に積極的に取り組もうとする方々によって構成されている人権啓発推進委員会などは、その性格からして地域での人権擁護の取組を促進していくために有効な組織であり、人権啓発推進のモデル地区となるような活動を展開している地域も誕生しており、こうした地域社会における草の根活動を積極的に支援します。</p> <p>② 企業は地域社会を構成する重要な一員であり、地域住民に働く場を提供するという社会的使命を持っています。職場は勤労者にとって、人生の大半を過ごすところでもあり、さまざまな人生観・価値観を持った人々が集まる場所です。</p> <p>本市にあっては企業が社会的使命を果たし、併せて人権が尊重される職場づくりを進めるために、経営者による自主的組織がつけられ、経営者の意識改革はもとより従業員に対する人権研修が積極的に取り組まれ、深刻な不況下にあっても不当な</p>	<p>・地域や公民館と連携した人権学習の機会を統合して啓発活動を地域全体で取り組み、3地区合同の「人権を共に考える講演会」を発展的解消する。</p> <p>また、市町村事業補助金対象事業の見直しを実施して、効率的な啓発活動を検討する。</p> <p>・各種団体や市内事業者に対しては、</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>解雇、人権侵害等が起きない職場づくりに取り組んできました。</p> <p>また、これに加えて、特に新たに本市で企業活動を開始する企業や新任・新入社員等に対し、本市の「人権尊重の社会づくり」の実情とその現実を説明し、正しい認識を得るための活動を展開していくとともに、「<u>はしもと出前講座</u>」の制度を活用しながら、<u>企業や各種団体からの要請を受けて、地域に入って積極的かつきめ細かな啓発活動を進めていきます。</u></p> <p>今後もハローワーク（公共職業安定所）や労働基準監督署、関連行政機関等とも連携しながら、市内のすべての企業が協力・協働するように働きかけるとともに、社員研修などに取り組み、地域社会の不合理を解決する社員を養成する人権教育を展開し、働いてよかったと実感できる職場を実現できるよう、啓発に努めます。</p> <p><b>● (6)、(7) ②の推進行動計画（令和7年度までに目標）</b>  <u>人権出前講座の件数 8件/年</u></p> <p>③ 人権啓発推進委員会及び人権啓発推進連絡協議会はさまざまな人権課題を受け止めて、すべての小学校区において、あらゆる公的施設（保育所・幼稚園・学校・公民館・集会所等）を拠点として、人権尊重の地域づくりを展開する必要があります。現在<sup>(*)</sup>は生涯学習の時代であるという指摘に代表されるように、あらゆるライフステージにおいて人権について学びたいとする市民のニーズに応えるため、地域社会の身近な親しみある場所で人権啓発にかかわる集いを実施できるよう支援します。</p> <p><b>●推進行動計画（令和7年度までに目標）</b>  <u>すべての地区での人権啓発活動の実施</u></p>	<p>「人権出前講座」を実施しながら、ニーズに合わせたきめ細かな啓発の機会を増やしていく。</p> <p>・事業者向け人研研修としては、平成18年度から、伊都振興局を中心に伊都・橋本管内の自治体間で伊都地方人権尊重連絡協議会を組織し、市町が連携しながら、毎年テーマを決めて人権講演会「こころの研修」を企画・実施している。平成24年度からは、一般市民にも広く参加してもらえるよう広報し、人権研修の機会を提供している。</p> <p>・目標の設定</p> <p>・目標の設定</p>	
<p><b>(8) 人材の養成</b></p> <p>人権教育を推進するためにはリーダー（指導者）、<sup>(*)</sup>ファシリテーター（学習進行者）が必要であり、人権教育の第一線に立つ人材を養成しなければなりません。</p>		

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>あらゆる機会を通して市民団体にリーダー、ファシリテーター養成の研修・学習への参加を働きかけ、身近な場所で人権を語り合うことができる地域社会を実現する一助とします。また多様な研修会活動、懇談会活動を展開するために、それらを企画・立案できる人材の発掘や活用にも力を注ぎます。</p> <p><u>また、「橋本市女性電話相談」事業を継続的に実施していくため、相談員のスキルアップ及び新たな相談員の養成等に取り組みます。</u></p>	<p>・「橋本市女性電話相談」事業を継続していくため、相談員の養成とスキルアップに取り組む。</p>	
<p><b>第3章 分野別施策の推進</b></p> <p>本章では、人権施策を推進するとき、その推進がより効果的に行えるよう、人権侵害の対象となるべき当事者を分野別に分け、それに対して個別の施策の基本的方向を示すこととします。</p> <p>もとより人権は、互いに重なり合って現実の社会に存在しているものですが、その個別性と他の人権との共通・普遍性とを十分認識して取り組まねばなりません。</p> <p>また、このような分野別の人権とは別に、対象となる人や分野が特定されず、すべての人々が人権侵害に関する当事者となりうるものがあり、近年、新しい人権として、これらの問題の重要度が増してきています。</p> <p>以下に、分野が特定しえない人権課題及び分野別の人権を示すことにします。</p>	<p>(人権・男女共同推進室)</p>	
<p><b>1. 分野が特定しえない人権課題</b></p> <p><b>(1) 公権力と人権</b></p> <p>基本的人権の保障に至る歴史は、そのまま専制権力の暴虐と圧制に対する抵抗の歴史でもありました。1776年のアメリカ独立宣言や1789年のフランス人権宣言は、極めて象徴的な民衆の勝利のしるしでした。</p> <p>いずれの国においても、人権侵害の多くは国家権力の濫用によって生じたものであり、わが国においては、<sup>(*)</sup>ハンセン病にかかわる人権侵害は公権力の圧政や怠慢による典型的な人権侵害の例といえます。また、わが国固有の部落差別や女性差別などもこ</p>	<p>(人権・男女共同推進室)</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>うした面を多分に含んでいたといえましょう。</p> <p>公権力による人権侵害は、行政行為そのものよりもむしろその構造上から生じるものが多く存在しており、法律・制度などの中に、過去において当然のこのように見過ごされてきたことが、近年の人権意識の向上や人権尊重の流れの中で改めて人権侵害として取り上げられるようになってきたものなどが、例えばこれに当たります。</p> <p>また、近年、刑務所や警察、福祉施設、医療機関、学校などにおける、職員による暴力や虐待が大きな社会問題になっています。こうした職務に従事する者は、全体の奉仕者としての精神や人権意識を常にもって国民の人権を侵害しないよう努めなければなりません。</p> <p>本市においては、市が制定する条例その他の制度の運用により、市民の人権を十分に尊重するとともに、職員の言動によって市民の人権が侵害されることのないよう、人権重視の行政を推進します。</p>		
<p><b>(2) 環境と人権</b></p> <p>19世紀以来の産業社会の発展は、生活に役立つ物資やサービス面での便利さをもたらした反面、利潤追求第一の企業活動と相まって、自然の浄化能力をはるかに超える多量の汚染物資やエネルギーを自然界に放出し、分解不可能な人工の有害物資を堆積するに至りました。</p> <p>すなわち、工場廃液・産業廃棄物等による河川・港湾等の水質汚染や土壌汚染、工場のばい煙などによる大気汚染が生じ、周辺の自然環境・生活環境の悪化を招き、農林漁業を始め一般の人々の生活に被害を及ぼしてきました。（産業公害）</p> <p>また、産業と人口の都市への集中、モータリゼーションに起因して、自動車の排気ガスによる汚染、ビル冷暖房にかかわる汚染、都市下水等を始めとして河川の水質が悪化してきました。（都市公害）</p> <p><u>そして今日の環境問題は、特定の企業や限られた地域の問題から、地球規模の問題へと発展し、地球温暖化や生態系気候変動などが問題となっています。今後は、「限りある地球」を次の世代へ引き継いでいくために、環境を守る責任を果たす必要があります。</u></p>	<p>（生活環境課）</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p><u>本市では、「みんなで創る 自然が豊かなまち」を目指すべき環境像として「第2次橋本市環境基本計画」を定め、「自然環境」「生活環境」「快適環境」「地球環境」の4つの分野に分けて、市民と、行政、企業がともに取り組んでいくこととしています。</u></p> <p><u>地球温暖化対策の推進については、周辺の環境に配慮しながら再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、更なる省エネの促進に向けて、市民や事業者、学校等での啓発を進め、環境負荷の少ない日常生活や事業環境の普及を図っていく必要があります。</u></p> <p><u>また、循環型社会の形成に向けて、ごみ分別ごとの収集望みや処分方法など制度面の見直しを進めるとともに、住民説明会や学校教育・生涯教育などの機会を通じた周知・啓発を進め市民による3R活動を推進していく必要があります。</u></p> <p><del>さらに、工業団地造成のための埋立てや宅地造成、その造成地の放置等による自然環境・緑地の破壊が進行してきました。（開発公害）</del></p> <p><del>そして今日の環境問題は、特定の企業や限られた地域の問題から、地球規模の問題へと発展し、地球温暖化や生態系気候変動など、「生きる権利」が大きく脅かされる問題となっています。</del></p> <p><del>こうした環境問題に対して、昭和43年(1968年)大気汚染防止法、昭和45年(1970年)には水質汚濁防止法が施行されるなどの取組により、河川の水質が改善され、また、スモッグや光化学スモッグが減少してきた成果もあがってきています。</del></p> <p><del>しかしながら、今大きな問題となっている地球温暖化にあっては平成9年(1997年)の京都議定書により、各国の温室効果ガス削減目標を定めて取り組んでおり、国内においても、平成12年(2000年)に地球温暖化対策推進法や循環型社会形成推進基本法を施行して取り組んでいます。こうした世界的な取組の中で、本市にあってはゴミの分別収集や減量化などに取り組むなど二酸化炭素の排出削減に努めています。</del></p> <p>今後の取り組みとして、環境破壊を未然に防ぐため、常に環境を人権問題として重要視する心を育てる教育・啓発に努めます。</p>	<p>別紙</p> <p>橋本市環境基本計画（第二次）</p>	
<p>(3) 情報と人権</p>	<p>(人権・男女共同推進室)</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>①個人情報の保護</p> <p>人が一生のうちに取得したすべての事項についての記録は、その人だけが持ちうる個人情報であり、そのすべてが他人の侵害を受けることなく保障されなければならない「基本的人権」です。</p> <p>今、プライバシーの権利は「個人情報の権利」として、現在の自由社会の最優先課題に位置づけられ、さらにその範囲を広げ、重要さを増しつつ発展しています。</p> <p>また、高度情報化社会の進展により、企業等はもとより行政においても各種情報をコンピュータ処理することとなり、個人情報の流失など危険性が急速に高まっています。</p> <p>こうした中、本市においては、平成15年(2003年)「個人情報の保護に関する法律」「橋本市個人情報保護条例」等に基づき、個人情報の適正な保護・管理に努めています。</p> <p>今後、職員一人ひとりが情報に対する重要性を認識するよう研修等による意識の向上に一層努めるとともに、関係機関との連携などにより、個人情報やプライバシー保護の徹底に努めます。</p>		
<p><b>2. 分野別の人権</b></p> <p><b>(1) 女性の人権</b></p> <p>《現状と課題》</p> <p>(背景)</p> <p>わが国では、女性・男性にかかわらず、お互いの人権を尊重し、ともに個性や能力を発揮できる社会づくりがめざされてきました。近年、女性の社会進出も次第に広がりを見せ始め、男女共同参画社会の時代へと、ようやく一步を踏み出すことができたところです。</p> <p>しかしながら、全国的あるいは地方的な動向を詳細に見てみると、必ずしも女性の人権が十分に保障されていないことも多く、両性が真に平等で生き生きと暮らせる社会への道のりは遠いとも言われ続けています。</p>	<p>(人権・男女共同推進室)</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

(状況)

家庭や地域で、家事・子育て・介護等を中心に、未だ根強い“固定的性別役割分担意識”が残っていることもあります。女性の自己実現を十分に保障できないような、教育、職場、その他さまざまな社会的な制度のあり方も、完全には改善されたとは言いきれません。最近では、セクシャルハラスメント、DV、ストーカーなど、女性の犯罪被害の深刻化も指摘されているところです。

(特質・課題)

女性の人権問題には、私たちの日常的な意識が深くかかわっています。固定的性別役割分担意識は、慣習や文化に溶け込んだ部分も多く、「当たり前」とみなされがちです。女性の人権にかかわる事柄は、単なる個人や家庭の価値観・独自性の問題と処理されることも多くあります。

また、わが国の女性の人権をめぐる動向を改めて考えた場合、理念面では進展してきましたが、具体的な保障の仕組みの面では十分ではないようです。

真の男女共同参画社会の実現をめざすためには、こうした私たちの日常生活を、根本から見直していく作業が求められています。

《取組の方針》

本市は、旧来の共同体の良さを兼ね備えた住み心地の良いまちであり、その住み心地は性別を問わず誰にも保障されるべきです。

そのためには、古き良き伝統・文化を大切にしつつも、そこから慣習として生み出される要素、すなわち伝統的な男性優位意識、著しい経済力格差など、女性という理由だけでその人を制約してしまうような要素を見直し、女性の人権を真に保障できるまちづくりを進めることが必要であり、次の施策を推進します。

① 日常生活の「気づきにくい」差別に気づく力の育成

女性の人権は、時として気づかれないうちに侵害される場合があります。特に、

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>これまで社会的につくられてきた性別役割分担によって不合理・不平等が生み出されているときには、周囲の人々がなかなかそれに気づきにくくなります。このような場合、まず、そうしたことが起こりうるという事実を知り、何がそれに当てはまるか、などを常に吟味する姿勢が求められます。</p> <p>こうした人権感覚や行動のためのトレーニングの機会を増やし、皆が女性の人権の侵害に気づく力を持つことが大切であり、男女を問わず、相手の犠牲の上に成り立つ「尊厳」でなく、真の両性の尊厳を重んじる態度を養うための研修や講座の実施に努めるとともに、性別による固定的な役割分担意識の解消のための意識啓発に努めます。</p> <p>② 意識面と制度面の改善</p> <p>既に、企業、官公庁、教育等の現場で、男女共同参画社会への取組が講じられていますが、意識面への啓発だけにとどまり、具体的な制度面での改革にはつながっていないこともあるようです。今後、一人ひとりが性別にかかわらず個性と能力をさらに開発・発揮できるよう引き続き意識改革に努めるとともに、職場や学校現場などでの制度面の問題を改善できるようより一層の啓発に努めます。</p> <p>③ 女性の人権侵害に対する予防・相談・救済・支援体制</p> <p>市民生活の中で、両性が性別を問わず共に尊重されるような体制を整備・拡充していくことが必要です。特に、犯罪被害などの現状や出産などの課題を考慮するならば、女性の人権を多角的な見地から保障できるように予防・相談・救済・支援体制を一体的に整備していくことが求められています。今後、関係機関と連携を図りながら体制の整備に努めます。</p>		
<p><b>(2) 子どもの人権</b>          ≪現状と課題≫          (背景)</p> <p>わが国でも、長年にわたり子どもの人権の尊重について取り組まれてきました。平成6年(1994年)には「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)も批准され、社会全体の意識も向上してきました。しかし、新聞やテレビ等で報じられる</p>	<p>(子ども課、子育て世代包括支援センター、学校教育課、教育総務課)  <b>第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画</b></p>	



## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

ように、子どもの人権を侵害する虐待や犯罪など深刻な事件も後を絶ちません。

特に最近では、社会の価値観の多様化、家族関係の変容、少子化、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されています。このような変化の中、今の子どもたちは「人との豊かなかかわり」の中で生きることが難しくなると言われます。他人と豊かな関係を築くことが難しくなったために、他人を大切にできる機会や、自分自身が大切にされる機会が減ってきたのかもしれない。

(状況)

私たちの社会では、至るところで、大人による、子ども同士による、子どもの人権侵害が起こりえます。そして、実際に深刻な問題が~~生み出されているので~~生じています。

例えば、児童虐待、<sup>(\*)</sup>商業的性的搾取、いじめ、体罰、学習権の侵害など、家庭・学校・地域のさまざまな場面で、子どもの人権が守られないことがあります。

(~~特質~~・課題)

子どもの人権が守られない問題には、次のような深刻化、無自覚性、複雑化といった~~特質課題~~があります。例えば、人権侵害はしばしば第三者の目に触れないところで行われるため、発見できない、あるいは発見が遅れることが多く、そのため、事態が深刻化しがちです。また、侵害者の側に人権侵害の意識がない場合もあります。さらには、一人の子どもに複数の人権侵害が同時に起こることも多くあり、状況が複雑化する場合も見られます。また、子ども自身も自分の人権が侵害されていると感じとる力が弱いという傾向が見られます。

《取組の方針》

私たち橋本市民は、子どもの人権侵害が身の回りのどこにでもありうるという認識に立った上で、もう一度“社会的弱者”としての子どものをしっかり見つめ直し、改めて守り育てる決意を固めて、子どもの人権侵害をこれ以上増やさないための毅然とした取組を始めることが必要です。その方針としては、次の4点が考えられま

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

す。

### ① 子ども固有の権利を正しく理解

子どもだからといって、あれはダメ、これはダメと制限するのではなく、学ぶ権利や育つ権利など、むしろ特別に擁護されるべき権利が子どもたちにはある、ということ深く理解する必要があります。学校に通って勉強することや、勉強することや伸びやかに成長することは、子どもたちの「義務」ではなく「権利」であり、それを正しく保障することが、私たち大人社会の責務です。こうした観点から、人権侵害の有無だけではなく、子どもに固有の権利も守られているか否か、学校・家庭・地域における問題点を見直し改善する啓発に努めます。

### ② 子どもの力を信じて励ます

子ども自身が、自らの人権を守れるように、励まし、支援していくことが大切です。自分の人権が侵害された場合、それに気づく感受性や、子ども同士で互いの人権を尊重し合う態度、自分たちで解決できないときには、すぐに周囲の大人の力を借りる能力など、具体的なスキルを子ども自身が持つこと、それが人権侵害を食い止める重要な鍵です。子どもたちを単に保護する対象と見るだけでなく、彼ら自身の意志を尊重し、その決定に参加させることで、子どもの自立に即して自己決定領域を拡大し、人権尊重・人権擁護の自主性を育成していけるよう機会を設けて「児童の権利に関する条約」など子どもの人権について教育・啓発活動に努めます。

### ③ 「大人が変われば子どもも変わる」

「大人が変われば子どもも変わる」を合言葉に、大人の意識改革から始めることが大切です。問題に気づく目を持ち、問題を共有し、力を合わせて解決していく心構えが求められます。“しつけ”のはきちがえはないか、一人で問題を抱えこもうとしていないか、子どもの立場で考えることができているか、もう一度、毎日の生活を振り返り、その上で、子どもたちと手をつなぎ、一緒に人権侵害のない社会をつくりあげるため、関係部所関係課・関係機関による教育・啓発と連携に努めます。

### ④ 市民全体での体制づくり

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>市民全体で「大人が一体となって子どもの人権を守る」体制をしっかりとつくりあげることが重要な課題です。人権侵害を防止する啓発・教育などの予防的施策の一層の充実、問題を深刻化させないためにも初期の段階で対応する相談体制などの整備、さらに事件発生時には各関係機関の連携・協力により迅速な対応（緊急避難・保護など）が図れるよう、より充実した体制整備に努めます。</p>		
<p><b>(3) 高齢者の人権</b>          ≪現状と課題≫          (背景)</p> <p>日本国憲法の下にあって、医療技術を始めとするあらゆる科学技術が平和と福祉のために活用されるようになりました。そのために国民の平均寿命は飛躍的に伸び、平均寿命が80歳を超えるという世界最長寿国となり、<u>平成26年(2014年)には27.6%だった高齢化率が平成29年(2017年)では30.5%となっており、全国平均である27.7%を大きく上回っています。</u>平成27年(2015年)には<sup>(*)</sup>高齢化率が26.0%と、4人に1人以上が高齢者という「超高齢社会」を迎えると予測されています。本市においても平成27年には27.6%と予測され、全国平均を上回ることとなります。</p> <p>今後、超高齢社会に対応できる人権と福祉のまちづくりの課題は急務の政策課題となっています。</p> <p>(状況)</p> <p>高齢期を迎えると、暮らしの中に様々な困難が生まれてきます。その第一は生活を維持するための収入の低下です。年齢を理由に働く機会や場所が著しく狭まり、退職後、年金だけではそれまでの暮らしを維持することは困難であり、高齢者がお金のかかる社会参加を敬遠するなど、家の中に閉じこもってしまう傾向が目立ち始めています。</p> <p>また、高齢期を迎えると加齢とともに身体的・精神的な変化が起こり、徐々に自</p>	<p>(いきいき健康課)          橋本さわやか長寿プラン(2018～2020)          1ページから</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

立が困難となり、また社会参加も困難となっていきます。こうした高齢者に対する支援・介護の担い手は主として家族であり、介護の期間が長期化すると家族の経済的負担はもちろんですが、心身の負担も深刻な状態となり、時には家族による高齢者虐待や介護放棄、財産・金銭面での権利侵害となって、新たな社会問題をつくり出しています。

特に、高齢者への虐待については、平成18年(2006年)「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が施行され、高齢者の人権と擁護者への支援等についての取組が求められています。

### (特質・課題)

高齢期ゆえの暮らしの困難を人権侵害として高齢者自身が認識することは、わが国社会では極めて困難なことです。それは誰もが高齢期を迎えるのであり、高齢期の暮らしを準備することは一人ひとりの責任であり、健康管理も含めて自己責任であるという認識が強いからです。

したがって、収入不足による暮らしの困難や、高齢期にみられる病気にかかり暮らしが困難となったとしても、「仕方がないこと」として捉え、高齢期の生活問題を克服したり、生活水準を向上させようとする意欲を高齢者自身が持たないようになってしまうという構造を持っています。

老親を養うことは子どもの務めであるという家族意識が私たちの暮らしの中に残ってはいるが、老親には老親の人生があり、子どもたちには子どもたちの人生があるという当たり前の人権感覚が、高齢者介護という場面では優先されないことがあります。

### 《取組の方針》

① 高齢者の人権を擁護するためには、人を年齢で判断するのではなく、市民一人ひとりの価値観や人生観など、多様性を認め合い、すべての市民が体の状態や年齢に関係なく、地域社会を構成する一員として尊重される社会を推進する必要があります。

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に高齢者が労働を通して培ってきた貴重な経験・知識・技能を、生活の場である地域社会で発揮することにより、地域社会の進歩に貢献できる立場にいるということ認識し、高齢者自身が家庭や地域、職場等の日常生活の中で、生きていることに満足感が得られる社会づくりに努めます。</li> <li>・ 社会的な援護・支援を必要とする高齢者であれば、いっそう重視される課題です。社会的な援護・支援を必要とする状態になっても、人間としての誇りを捨てることなく、地域社会で安心して暮らすことは権利であるという認識を地域社会の隅々まで浸透させる啓発に努めるとともに、高齢者虐待に対する取組として関係機関によるネットワークを組織します。</li> </ul> <p>② 高齢期の幸せを保障するために、次のような社会づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の暮らしの実態を学び合い、高齢期の暮らしの困難について共感し合うこと。</li> <li>・ 地域社会における世代間交流活動を展開し、世代間の理解を促進すること。</li> <li>・ 医療や福祉の現場に働く人々の高齢者に対する人権認識と高い職業倫理観の醸成に努めること。</li> <li>・ 高齢者とその家族を支える公的なサービスについての情報及び相談・支援の体制等については、地域間格差がないように整備されること。</li> <li>・ 高齢者もこの社会の構成員として、自らの特技を生かして社会参加をするという自立の心を発揮すること。その自立に必要な環境整備と支援をする組織・体制をつくること。</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">●推進行動計画（令和7年度までに目標）</p> <p style="color: red;">高年齢者権利擁護の推進 認知症サポーター養成講座の1年間の延べ受講者数 10,000人</p>	<p style="color: red;">目標設定 基本目標3 近年の実績値より1,000人に変更</p>	
<p><b>(4) 障がい者の人権</b>          ≪現状と課題≫          (背景)          昭和56年(1981年)の「国際障害者年」や昭和58年(1983年)から平成4年(1992年)にかけての「国連障害者の10年」などの取組は、わが国の障がい者(児)</p>	<p>(福祉課)          第2次橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

福祉施策を飛躍的に進歩させました。この取組により障がい者（児）が地域社会で普通に生活が送れるような地域社会こそ、すべての市民が安心して暮らせる地域社会であり、そうした社会こそがノーマルな社会であるとする「<sup>(\*)</sup>ノーマライゼーション」の理念がわが国に定着してきました。

平成5年（1993年）には「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正され、障がい者は「対策」の対象ではなく、自立と社会参加の主人公となり、精神障がい者も障害者基本法の対象となりました。また平成12年（2000年）には社会福祉基礎構造改革が実施され、福祉や医療サービス提供者、福祉行政の側がサービス内容を決定するのではなく、障がい者とその家族の願いや意志が反映される障がい者福祉制度への転換が図られてきました。また、平成18年（2006年）には、障害者自立支援法が施行され、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが創設されました。

さらに、平成19年（2007年）には、国連における「障害者の権利に関する条約」の批准に伴い、への署名がなされるなど、障がい者の人権及び基本的自由を確保し促進するための取組みが顕著になっています。平成28年（2016年）から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

（状況）

障がい者福祉施策の理念は、障がい者（児）一人ひとりの実態に合わせた施策の推進という人権尊重の理念へと進歩・発展しましたが、障がい者（児）とその家族の暮らしの状況は厳しいものとなっています。

就労面においては、障がい者雇用促進の制度がありますが、多くの障がい者にとって労働の現場で自らの力を発揮し、そこで得る賃金により、自立した暮らしをするというまでには至っていません。

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

また、地域社会にあっては、道路や建造物などに大きな段差があり、移動・行動の自由を妨げたり、障がい者（児）に対する間違った認識や偏見が、いじめや虐待、地域社会からの排除といった人権侵害につながることもあります。こうしたハード、ソフト両面のバリアーが、障がい者（児）の地域社会への完全参加と平等を拒む要因となっています。

### （特質・課題）

障がいの有無に関わらず、市民それぞれの個性や能力が十分に尊重され、多様な価値観を認め合える連帯の視点に立ち、障がい者に対する正しい理解と認識を市民全体に広め、障がいのある人もない人も互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し認め合い偏見や差別のない、ともに生きるまちづくりが必要です。

また、そのようなまちの実現に向け、地域での支え合いや助け合いをはじめ、就労や社会参加への機会の提供、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に立つ暮らしやすい環境整備などに総合的に取り組み、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりが必要です。

### 《取組の方針》

#### ① 人権を尊重し共に認め合い支え合うまちづくり

障がいの有無に関わらず、市民それぞれの個性や能力が十分に尊重され、多様な価値観を認め合える連帯の視点に立つ社会づくりが必要です。このような認識のもと、障がいに対する正しい理解と認識を市民全体に広め、障がいのある人もない人も互いに認め合い偏見や差別のない、共に生きるまちづくりをめざします。

#### ② 地域での自立生活を支援する体制づくり

障がいのある人のニーズに応じた多様なサービスが柔軟かつ複合的に提供されるようサービスの提供基盤の充実を図るとともに、障がいのある人自身の選択による主体的な社会活動への参加、地域での自立した生活を可能にする支援体

第2次橋本市障がい者計画  
第5期橋本市障がい福祉計画  
基本目標

第1期橋本市障がい児福祉計画

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

制の実現をめざします。

### ③ すべての人がいきいきと暮らせるまちづくり

すべての人が暮らしやすいまちづくりをめざし、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に立った環境整備や情報面のバリアフリー化の取組を進めていきます。

地域での支え合いや助け合いをはじめ、就労や社会参加への機会の提供、多様な方法による情報提供など総合的に取り組みます。

#### ① 人権感覚豊かな人・まちづくり

障がい者を含む、すべての市民がともに理解し合い、ともに支え合う共生社会を築くため、障がいの有無に関係なく、それぞれが自分の能力と個性を最大限発揮し、差別や偏見にとらわれない自由な生き方ができる人権感覚豊かな人を育てるとともに、そのような意識が根付く地域づくりを推進します。

#### ② 支え合い・助け合いにもとづく地域福祉のまちづくり

障がい者が地域で安心して生活できるよう、市民をはじめ関係機関や地域の団体が連携した見守り活動を積極的に推進し、支え合い、助け合いながら暮らしていける地域福祉のまちづくりを推進します。

#### ③ 障がい者の雇用創出と就労支援体制づくり

障がい者の就労支援を重点に置くとともに、市内の企業に対する障がい者雇用に関する啓発を、公共職業安定所など関係機関と連携しながら推進します。

#### ④ 自立生活を支援する障がい福祉サービスの充実

障がい者が在宅で、その人なりに自立し安心して暮らすことができるよう、介護給付や訓練等給付、相談支援機能やコミュニケーション支援など各サービスの計画的な確保・充実に努めます。

#### ⑤ 地域で安心して暮らせる体制づくり

障がい者が円滑に地域に移行し、できるだけ自立した生活ができるようグループホームやケアホーム等の整備を促進するなど、自立の視点に立った居住支援に取り組みます。

また、障がい者が事業者と対等な立場でサービスを主体的に選択・契約できる



## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>よう、利用支援などの権利擁護体制を整備します。</p> <p>⑥ <del>バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり</del>  <del>今後、最初からバリア（障壁）となるものをつくらず、誰もが積極的に外出し社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた人にやさしいまちづくりを推進するとともに、既存施設・設備についてはバリアフリー化に引き続き取り組めます。</del></p>		
<p><b>(5) 同和問題</b></p> <p>《現状と課題》</p> <p>(背景)</p> <p>わが国固有の人権侵害である同和問題とは、生まれた場所（被差別部落）や、その出身というだけで差別される著しく不合理な差別の問題をいいます。</p> <p>さらにこの差別は、被差別身分を世襲させ、それにより固定的・永続的に後世まで残すことになりました。</p> <p>そしてこれは、単に制度の固定化にとどまらず、他の地域社会からの排除・忌避・摩擦を伴って現代社会にまで続いてきました。</p> <p>(状況)</p> <p>この差別は、封建社会からの脱却をとねえた明治以後も取り残され、関係住民の解放運動などにもかかわらず、残存することになりました。</p> <p>特に、大正時代の「<sup>(*)</sup>水平社宣言」は、差別を受けた人たちの「魂の叫び」であり、日本における初の人権宣言とまで高く評価されています。</p> <p>これらの運動は、第二次世界大戦によりかき消され、新しい日本国憲法下においてもなお差別が存続し、特定地域の住民の人権を奪い続けて来ました。</p> <p>国をあげてこの非に気づき特別な取組を開始したのは、昭和40年（1965年）の「同和对策審議会答申」を機に昭和44年（1969年）から始まった「同和对策事業特別措置法」の施行からでした。</p>	<p>(人権・男女共同推進室)</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

この取組が大きく成果をあげ、平成 14 年（2002 年）3 月、国は実態的差別はほぼ解消したとして、特別対策を終結させました。

わが国の過去の人権の歴史において、人権侵害を受けている人々に対して特別対策を終了できる状況に至ったものは他にありません。

しかしながら、現在もおお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、平成 28 年（2016 年）12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

（特質・課題）

同和問題以外、例えば女性・高齢・障がい・人種・民族などに起因する人権侵害は、「属性」とでもいうべきそれぞれ固有の違い（特質）がまず存在し、それにかかわる偏見や社会意識が二次的に差別を生み出すという共通の性質を持っています。したがって、例えば女性問題におけるジェンダーのように、性別を基にして起きる二次的差別を防げばよいこととなります。つまり、「ちがい」のあるのは当たり前であり、問題はその「ちがい」を差別の材料にしないという社会意識の構築が人権運動の中心となります。

それに反して同和問題は、もともと何のちがいもない、同じ人間を不合理な形で差別をしてきたものです。

この不合理、理不尽さを知り、この種の差別を許さないという社会意識をつくりあげることがぜひ必要です。

同和問題がここまで解決できたのは、差別を受け続けた人たちとその地域、さらにその人たちの団体などが中心となり、それに国・県・市など行政の施策の実施とさらに特筆すべき国民、県民、市民の正しい認識による支援が重なった成果です。

その結果として、現実には対策事業の対象となっていた地域は、福祉的支援を必要とする人たちにとって住みよいまちになってきました。

今後は、地域から個人へ視点を移し、個々の問題点を検討し、その解決のために特別視による特別の支援ではなく、個人の自己実現を支援し、それによって市民全体で進める「人権尊重の社会づくり」の中で解決していく方向で進むべきです。

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>《取組の方針》</p> <p>本市では、同和問題解決のためにすべての人が長年にわたり取り組んできました。そして、ここまで改善してきた輝かしい歴史があります。</p> <p>この歩みを消すことなく、むしろ他の人権分野の範となるようさらなる進化、発展をするよう努めます。</p> <p>具体的な取組として</p> <p>① 教育・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭でこの問題について、自由に真剣に話し合い、それを通じて、今なお古い考えにとらわれている人に正しい知識を教え、差別の不合理性を認識してもらえよう、情報や学習機会を提供します。</li> <li>・ 学校では、幼児期から、遊びや動植物とのふれあいを通して人権尊重の芽生えを育み、この問題を含むあらゆる人権について子どもの発達過程に応じた内容により、人権意識の高揚と、豊かな人権感覚を身につけることができるよう指導します。</li> <li>・ 社会教育を通じて、古い因習を改め、人権尊重の心を地域の文化として定着させることをめざして、教育・啓発活動を進化・発展に努めます。</li> <li>・ 職場では、明るく働きやすい職場づくりが進められるよう、この問題を含む人権問題の系統的・計画的な研修活動を推進します。</li> </ul> <p>② 人権侵害に対する相談・救済体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差別をなくし人権を擁護するため、国・県等関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。</li> <li>・ 国や県の人権擁護施策の動向を踏まえながら、人権侵害に対する救済について適切に対応します。</li> </ul> <p><b>●推進行動計画（令和7年度までに目標）</b></p> <p><u>橋本市部落差別解消推進条例の制定</u></p>		
<p>(6) 外国人の人権</p>	<p>(人権・男女共同推進室)</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

### 《現状と課題》

#### （背景）

世界的な中での人権尊重は、国際連合が最も大きな関心事の一つであり、国連憲章で、「人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」と規定し、また、世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と宣言しています。

しかし、現実には、人種、民族に対する差別は依然として存在していることから、昭和40年(1965年)国連総会において「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)が採択され、わが国は平成7年(1995年)同条約に批准しました。

国境を越えたグローバル化が進む中、外国人と接する機会が増え、国際交流や国際結婚も徐々に増えていますが、未だに文化や習慣、価値観の相違による理解不足などからくる外国人に対する偏見や差別が存在しています。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチに社会的関心が集まっています。ヘイトスピーチは、主に街頭デモやインターネット上などで行われ、被害者の心を傷つけるだけでなく、外国人への偏見や差別意識を生じさせることにつながりかねません。

そのため、平成28年(2016年)6月に「本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(いわゆる「ヘイトスピーチ」の対策法)が施行されました。

#### （状況）

日本社会には、さまざまな事情により定住する外国人がいて、年々増加しています。本市にあっては250人程の外国人登録があり、その内、約半数が朝鮮・韓国籍の方々となっています。

こうした中で、単純労働力の不足や興業などの名目で入国する外国人への対応の問題や在日韓国・朝鮮人に対する人権問題があります。

人権ポケットブック  
外国人と人権 12ページ

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>特に、在日韓国・朝鮮人への人権侵害は、学校への入学、企業での採用、結婚、住居、保健医療日常生活面においても人権に配慮した環境となっていません。</p> <p>(特質・課題)</p> <p>在日韓国・朝鮮人に対して、日本の朝鮮への侵略と支配により母国語を奪われ、日本姓への変更など、「同化政策」の犠牲となった歴史的背景などがあり、偏見や差別が根強くあります。</p> <p>その他の外国人の中には、不法就労外国人・滞在期限切れ外国人と呼ばれ、低い賃金と厳しい労働環境のもとに人権を奪われて住んでいる人もいます。</p> <p>《取組の方針》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① お互いの文化や生活習慣の違いを理解し、国籍や民族、宗教などの違いを認め合いながら人権を尊重する共生の社会を推進します。</li> <li>② 国際交流を推進し、市民の国際理解が図られるよう努めます。</li> <li>③ 外国人が生活に支障なく共に暮らせる社会づくりに努めます。</li> </ol>		
<p><b>(7) 感染症および難病等患者の人権</b></p> <p>《現状と課題》</p> <p>(背景)</p> <p>ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病しても現在では治療方法が確立されています。</p> <p>しかし、わが国では特殊な病気として扱われ、明治40年(1907年)「癩予防ニ関スル件」が制定されて以来、平成8年(1996年)に廃止されるまでの89年の長い間、施設への強制隔離、行動・住居・結婚・出産・学問・職業などの自由を奪われ、生きる権利を侵害され続けてきました。</p> <p>一般社会においても、これまでの政策や病気に対する誤った知識により強い偏見や差別を続け、患者だけでなくその家族などにまで及び、今日もおお完全に解消されていない状況です。</p>	<p>(人権・男女共同推進室)</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

H I V感染者およびエイズ患者の人権問題ですが、エイズは、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染という後天的要因により免疫力が低下した場合にさまざまな疾患が生じる病気です。

わが国では、昭和 60 年（1985 年）安全対策を怠った血友病治療のための非加熱製剤による H I V 感染被害及びエイズ患者が表面化しました。

近年、世界の爆発的増加ほどではないが、わが国でも H I V 感染者は増加傾向にあります。その中でも性行為による感染が増加しています。

難病患者の人権問題としては、現在、国が認定している特定疾患の他に、社会が正しい知識を持たないままに患者やその家族の人権を侵害しているすべての難病を視野に入れておく必要があります。

（状況）

近代医学の急速な発展は、ハンセン病を「完治しうる病気」にし、多くの難病も同様であり、H I V 感染およびエイズについても遠からずこれを一般普通の病気程度にし、やがては消し去ることができる病気になると思われます。

しかし、問題は、このように科学の力により「完治する病気」になったにもかかわらず、社会の人々の中に、「これらの病気」に対する偏見・差別が根強く残っていることです。難病にかかわる深刻な問題は病気の治癒そのものより、むしろそれに絡む人権侵害なのです。

難病患者やその家族の多くは、病気の苦しみとともに、社会から疎外される苦しみが大きいと訴えています。

（特質・課題）

かつてのハンセン病や現在のエイズ患者の状況は、他の分野の人権侵害とはちがって、家族からでも差別の対象とされるという特質を持っているといわれます。

長い人生の中で、「世間の冷たさ、怖さ」を知った人は、家族の中の患者への愛よりも、社会の融和を選ばざるを得なかったという実例があります。

私たちは何としても、この社会の排除体質を根本から変革することが取組の原点

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>でなければなりません。</p> <p><u>平成20年（2008年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、偏見・差別を解消し、地域社会で良好な生活を送れるようにすることを目指しており、ハンセン病の歴史を正しく学び、二度と同じ過ちを繰り返さないように努力しなければなりません。</u></p> <p>《取組の方針》</p> <p>① 学校教育や社会教育等の場において機会を設けて、誤った知識や思い込みから差別や偏見を受けやすい病気に関して、その正しい知識の普及・啓発に努めます。</p> <p>② 患者の人権に配慮した医療行政を推進します。</p>	<p>人権ポケットブック エイズ・ハンセン病と人権 14ページ</p>	
<p><b>(8) 犯罪被害者および家族の人権</b></p> <p>《現状と課題》</p> <p>(背景)</p> <p>不幸にして犯罪に巻き込まれ、被害者となった人に対して、社会の好奇心や誤った興味本位の考えが、マスコミ等の報道・出版などによって異常に増幅され、人権侵害を受ける例が最近増加しています。</p> <p>凶悪犯罪・事件・事故・災害などで強い恐怖体験をした結果、心身の不調を起し、精神錯乱や感情障がいを伴うことも多いといわれます。</p> <p>特に、女性の性犯罪被害者等にこの状態が顕著に現れています。今、女性の犯罪被害者や子どもへの人権重視が世界的な潮流となっています。</p> <p>(状況)</p> <p>日本の法は、加害者の保護に比べて、被害者の法的保護が極めて薄いといわれています。</p> <p>法が被害者に代わって犯罪者を罰する限り、その捜査や裁判の手続きや進行が被害者側に知らされたり、被害者本人が直接陳述する機会が与えられたりすることは当然の権利ですが、この不備も指摘されています。</p>	<p>(人権・男女共同推進室)</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>日本の法は、その被害者家族や被害者の苦しみを放置してきたがゆえに、社会の中に他人ごとのような乏しい人権感覚をもたらしたといえます。</p> <p>(特質・課題)</p> <p>犯罪などによる被害者は、直接的な被害だけでなく被害後に生じるさまざまな問題に苦しめられています。</p> <p>事故や事件の後、一種のショック状態となり、身体や心に変調をきたすことがあります。その原因として、無責任なうわさやマスコミの取材、不正確、興味本位の報道などによるストレス、不快感、医療費の負担や働けないことによる経済的苦しみ、捜査や裁判などにおける精神的な負担等があります。</p> <p>アメリカでは 1960 年（昭和 35 年）から犯罪被害者の救済に取り組み始め、1980 年（昭和 55 年）には、「被害者の権利章典」がつくられています。</p> <p>国際連合では、「被害者の人権宣言」が採択され、その前後して欧米各国も立法化しています。</p> <p>わが国でも、平成 17 年 4 月に犯罪被害者等基本法が施行され、この他、関連法も制定されました。</p> <p>《取組の方針》</p> <p>① 犯罪被害者やその家族の声に耳を傾け、そのような方々の視点に立ち、プライバシー保護や社会的支援に努めます。</p> <p>② あらゆる機会を通じて犯罪被害者等の人権について啓発します。</p>		
<p><b>(9) 刑を終えた人の人権</b></p> <p>《現状と課題》</p> <p>(背景)</p> <p>日本は、法治国家です。したがって、法に定められた罪を犯した者は、被害者に代わって、国がその者に対して法律で定められた刑罰を課します。</p> <p>その刑を終えた者は、社会人として、社会で普通に暮らすことが保障されています。</p>	<p>(人権・男女共同推進室)</p>	



## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>しかし、現実には必ずしもこの理念に沿った形にはなっていません。</p> <p>社会において、依然としてこのような人を非難し、社会復帰を妨げるなどの人権侵害が目立ちます。</p> <p>(状況)</p> <p>最近では、犯罪被害者の人権を守る運動が目立ちますが、それと比較する形で刑を終えた人を加害者として非難する傾向があります。しかし、これは間違いです。両者は別個の問題です。</p> <p>さらに、世間の非難はこの人にとどまらず、父母や妻子など家族やその他の親族にまで広げて、これらの人々を社会活動の輪から遠ざけているのが現状です。</p> <p>(特質・課題)</p> <p>この問題は、ある人が被疑者となった時点から始まっています。予断と偏見、先入観などによって悪人と断定するという人権侵害を、主にマスコミの報道により知り、裁判所による公正な判断の前に結論を出してしまいます。</p> <p>仮に刑が確定した場合、その刑を終え、更生し、社会人として再出発しようとしている時点においても、その更生を妨げようとする人権侵害が繰り返されています。</p> <p>人権侵害は、就職・結婚・その他あらゆる場所への社会復帰を阻害する形で現れます。</p> <p>《取組の方針》</p> <p>① いたずらに過去にとらわれることなく、今をそして未来に向かって生きようとする人を支援するための啓発に努めます。</p> <p>② 今こそ古い因習を捨て去り、間違った社会意識を正して、だれもが望み通りの自己実現が可能となる社会の実現に努めます。</p>		
<p><b>(10) 性的少数者の人権</b></p> <p><u>《現状と課題》</u></p>		

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

### （背景）

LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたものです。LGBTは、人口に占める割合が少ないことから性的少数者といわれることもあります。LGBT以外にもさまざまなセクシャリティ（人間の性）の人がいます。世の中には「男性」と「女性」しかいないと長い間、社会ではそれだけが正常であり、そこに当てはまらないものは異常と考えられてきました。しかし、セクシャリティは二つのパターンに分けられるほど単純ではありません。人間の姿、価値観、感情が人によって異なるように、セクシャリティも多様です。

また、人には「心の性」と「身体の性」があります。「心の性」とは、自分がどのような性別にあるのかという自己の認識による性（性自認）のことです。多くの方は「心の性」と「身体の性」が一致していますが、「心の性」と「身体の性」が一致せず、自身の体への違和感を持つ人たちもいます。

性同一性障害とは、トランスジェンダーのなかで、医療機関を受診し、「心の性」と「身体の性」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な疾患・診断名です。平成16年(2004年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、条件付きで戸籍の性別を変更することが可能になりました。しかし性自認のありようが個性であって病理ではないという考え方が検討されており、性別変更についても不妊手術の要求が、人間としての尊厳の尊重に反するものであるとの声明を複数の国際機関で発表されています。

### （状況）

平成24年(2012年)に第二次橋本市男女共同参画計画でも性的マイノリティに対する尊重の必要性について記載され、平成28年(2016年)に国連人権理事会により、「性的思考およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」に関する決議が採択されました。

### （特質・課題）

「オカマ」「ホモ」「レズ」など、差別的な言葉をふざけて使ったり、日常的にセクシャルマイノリティをからかうような言動で傷ついている人がいるかもしれません。また、日本では同性カップルの婚姻、または婚姻と同等のパートナー関係が法的に認めら

人権ポケットブック④  
「セクシャルマイノリティと人権」より

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p><u>れていないため、病院で入院しているパートナーの面会を断られたり、同性愛に偏見を持つ大家や不動産業者から賃貸者契約を断られるといった問題を始めとして子育て、遺産相続など様々な困難に直面しています。</u></p> <p><u>またトランスジェンダー特有の悩みとして、男女で別れているトイレや更衣室の問題があります。戸籍上の性別と外見が異なる場合は、周囲から嫌悪感をあらわにされたり、日常生活で差別や偏見を受けやすくなります。</u></p> <p>《取組の方針》</p> <p>① <u>性の多様性を認め合うことが求められています。学校や職場で多様なセクシ ヤリティを認めることのできる人を増やしていくよう努めます。</u></p> <p><b>●推進行動計画（令和7年度までに目標）</b></p> <p><u>同姓パートナーシップ証明制度を導入する。</u></p>		
<p><b>(11) インターネットと人権</b></p> <p>《現状と課題》</p> <p><u>(背景)</u></p> <p>近年、インターネットの急速な普及により、パソコンや携帯電話からインターネットの特性である「自由」や「匿名性」を悪用してウェブサイトの掲示板等に人権を侵害する書き込みがされ、差別を助長しています。</p> <p>特に、不特定多数に対し簡単に情報が発信できるという利便性の反面、一旦流失した情報は回収が極めて困難であり、深刻な人権侵害に発展しやすい特徴を持っています。</p> <p>また、メールや出会い系サイトなどを通じた様々なトラブルが発生し、子ども達をも巻き込む事件にも発展しています。</p> <p>このため、平成14年(2002年)「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダー責任制限法)、平成15年(2003年)「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関す</p>	<p>人権ポケットブック「インターネットと人権」10ページに記載</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>る法律」(出会い系サイト規正法)などが施行されました。<u>さらに、平成21年(2009年)に「青少年インターネット環境整備法」が施行され主に子ども、青少年を対象として、①正しく使う能力の取得、②フィルタリングソフト利用の普及という対策をかかげ安全にインターネットを利用できるように取り組んでいます</u>が、依然として人権を侵害する書き込みや悪質なサイトが後を絶たないのが現状です。</p> <p>ついでに、こうした人権侵害や被害を防止するため、インターネット利用上のモラルの普及啓発に努めるとともに、インターネットを正しく利用し、氾濫する情報の中から正しい情報を子ども達が主体的に判断できる能力の向上に努めます。</p> <p><u>《取組の方針》</u></p> <p><u>インターネット上での差別発言などについてモニタリングを実施して、有害情報の削除に努めます。</u></p> <p><b>●推進行動計画（令和7年度までに目標）</b></p> <p><u>モニタリングでの削除件数 10件</u></p>		
<p><del>(10)</del> <b>(12)その他、今後に取り組むべき人権課題</b></p> <p>前述した <del>11</del> <b>9</b>つの重点的に取り組むべき分野別の人権課題の他にも、現在、次のような人権課題が存在しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アイヌの人々の人権 アイヌ民族を先住民族として初めて法的に位置づけた「アイヌの人々の誇りと」</li> <li>・ 野宿生活者（ホームレス）の人権</li> <li>・ 性同一性障がい者の人権</li> <li>・ 患者の人権 <u>(医療と人権)</u></li> <li>・ <u>安全で質の高い医療を実現するためには、医療基本法の制定に向けて患者の人権を中心に据えた医療を確立する必要があります。</u></li> <li>・ <sup>(*)</sup>色覚特性を持つ人々の人権</li> </ul>	<p>(人権・男女共同推進室)</p> <p>(10)性的少数者と人権に含める</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国残留孤児やその家族の人権          このような、さまざまな人権課題について、差別や偏見をなくしていくために、あらゆる機会を通して人権意識の高揚と正しい知識の習得を図る施策の推進に努めます。          また、今後新たに生じる人権課題についても、それぞれの課題の特性や状況に応じた取組を行っていきます。</li> </ul>		
<p><b>3. 私たちが本当に考えるべきもの</b></p> <p><b>(1) 人権侵害の内容</b></p> <p>日本国憲法では、私たち一人ひとりには「個人として尊重され」、国家・企業・団体等が、いかなる関係においても弱い立場にある人々を差別してはならないと定めています。そして立法拘束や平等原則の適用に留意するよう促すとともに、すべての人に基本的人権を保障しています。</p> <p>ところで、国民生活における個人相互の間には、もともと懸念すべき力関係がないのが普通です。国民一人ひとりが、全く対等の関係であるのは当然のことです。このことから、「人権教育のための国連10年」の「国内行動計画」には、この分野を設定しなかったのでしょうか。</p> <p>しかし、現実の社会を見ると、過去も現在も人権侵害が数多く発生しています。それらを類型化しますと、人間の有する「属性」に起因することが分かります。「属性」とは、事物の有する特徴や性質のことです。例えば、私たち人間にとって「人間であること」を本質的属性としますと、他のそれにかかわる区別、例えば皮膚の色とか、男女の差とか、年齢などは単なる「たまたまの属性」（偶有的属性）に過ぎないといえましょう。</p> <p>私たちの人権侵害は、たまたま区別をしたところ、その区別したものの全体を蔑視することにより、それが差別に変えられたものがほとんどです。そのような差別を個別に列挙して、その絶滅を考える基本理念となるように「分野別」に記述したものが、本基本方針です。</p> <p>こう分析してみると、部落差別だけはもともと「たまたまの属性」にもあてはまらない、理不尽な差別であることが分かっていただけだと思います。</p>	<p>(人権・男女共同推進室)</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>こうした分野別の人権侵害のように、差別される側が特定され、その差別する側と対立する形で現れるものばかりではないことに気づきます。</p> <p>私たちの日常生活の中では、いじめのように、属性がなくても行為者となり、また逆に被害者となることが多くあります。</p> <p>私たちは、今人権侵害の本質を見きわめ、それに正しく対応できる人間として、自らを見直すときに来ていると思います。</p>		
<p><b>(2) 人権文化の創造をめざして</b></p> <p>「人権教育のための国連 10 年」(1995－2004)が掲げた主題は「人権文化の創造」でした。その 10 年が過ぎた今、わが国の人権文化の創造の成否は、自己実現を最大限に認めようとする個人主義と社会の一員としての最小限の制約である社会的個人とをどう調和させるかにかかっています。</p> <p>人権問題を「よりよい人間関係づくり」として考えてみますと、私たちの今住んでいる地域の生活文化の中で、古くから残された良い文化を守り、それに新しい良いものを加えることです。そして、古い生活文化の中で、悪いものは思いきって整理することも大切です。</p> <p>家制度、村意識、世間体などの中で、新規参加者や異なる意見の人を排除するなどの古くて狭い心は除かねばなりません。反対に新しく地域社会に入る人も、積極的にその地域社会に溶け込み、新たな地域づくりの担い手になることが必要でしょう。</p>	<p>(人権・男女共同推進室)</p>	
<p><b>(3) 響き合う優しい心を</b></p> <p>私たちの文化の中には、他人を大切にする、弱い者の立場に立つ、譲り合ったり、支え合ったりする、他人や社会のために尽くした人を称えるなど、法によるものではなく倫理や道徳を優先させている素晴らしいものがあります。</p> <p>民法という法律でも、法律の条文よりも「公序良俗」という感覚的な律し方を重要視してきました。</p> <p>人権文化の創造を通して、個人個人が自己の生活の実現に励みながら、その一方で他人や社会のために自らの為し得る能力を発揮して、人を思いやる心を育て、それを通して、穏やかで豊かな人間関係を自らの居住する地域の中に確立することをめざしたいものです。</p> <p>平成 16 年(2004 年)に「人権教育のための国連 10 年」運動は終了しましたが、</p>	<p>(人権・男女共同推進室)</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>平成14年(2002年)4月1日から「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」と、それにより策定された「和歌山県人権施策基本方針」が、この精神を受け継いでいます。</p> <p>本市では、同じように「橋本市人権尊重の社会づくり条例」と「橋本市人権施策基本方針」により、その心をしっかりと受け継いでいます。</p>		
<p><b>第4章 施策推進のための体制づくり</b></p> <p>本市においては、これまでも女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題、また在日外国人問題等にかかわる課題やその他のさまざまな人権問題について積極的に取り組んできました。</p> <p>しかし、人権を視点においた総合的な施策や教育啓発活動の点では、必ずしも十分になされてきたとはいいがたい状況にあります。例えば、世界的な運動であり、すべての個人を活動主体として国連から要請された「人権教育のための国連10年」運動においても、取組の脆弱さがありました。</p> <p>施策推進の対象は、まさに市民一人ひとりであり、市民生活のあらゆる場を通して人権施策の展開が不可欠です。</p> <p>この施策の取組を通して、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、他人を尊重する心と態度を育てることが重要であり、そのためには、行政と市職員一人ひとりの取組に加えて、市民団体等の自主的な活動に期するところも大きいものがあります。</p> <p>人権を視点においた総合的な活動には、関係機関相互の緊密な連携・協力が不可欠であり、それが容易になしうる施策推進体制が求められます。</p> <p>また、常々指摘される縦割り行政のひずみを是正し、行政内部はもとより人権推進団体や地域団体との連携・協力、さらにはそれらの団体間の横の連絡を密にし、すべての人が参加できる体制づくりが必要です。</p>	<p>(人権・男女共同推進室)</p>	
<p><b>1. 人権尊重の社会づくり審議会</b></p> <p>人権尊重の社会づくり審議会は、人権尊重の社会づくりを進めるに当たり、市民と行政の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策を総合的に推進し、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして設置されるものです。</p>	<p>(人権・男女共同推進室)</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>審議会では、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項を審議します。また、市長に意見を述べることができます。</p>		
<p><b>2. 庁内推進体制</b></p> <p>市民参加による人権尊重の社会づくりの施策は、市長がその権限に属する事項を施策として執行するものです。</p> <p>人権施策の推進にあたっては、関係部局がこの基本方針を踏まえ、諸施策を積極的に推進します。なお、総合的な推進組織として橋本市人権行政推進本部を置き、関係部局の密接な連携を図り効果的な推進に努めます。</p> <p>また、政策提言機能を有する人権尊重の社会づくり審議会の意見を聴きながら、より実効性のある施策の推進を図ります。</p>	(人権・男女共同推進室)	
<p><b>(1) 人権行政推進本部</b></p> <p>人権行政推進本部は、人権に関する施策についての総合的な調整を図るために設置されるもので、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とし、各部（局）長が構成員となっています。</p>	(人権・男女共同推進室)	
<p><b>(2) 幹事会</b></p> <p>幹事会は、人権行政推進本部で決定された事項について協議、調整、検討するために設置されるもので、関係課（室）長により構成されます。</p>	(人権・男女共同推進室)	
<p><b>3. 市民参加による推進体制</b></p> <p>人権を真に自らのものにするために、市民による通報・相談・支援・救済・提言を促し、それと行政とが呼応して施策が推進されることがもっとも大切なことです。</p> <p>このような考え方が生きる体制づくりを指向しています。</p> <p>「私たちのまちの私たちの人権」として、人権を大切にした態度と実践活動が期待できるものとなります。</p> <p>こうした体制づくりは、大別して2つの組織が考えられます。1つは、住んでいる地域に密着して、各地域の実情に即した問題につき、隣人とともに“人権問題を通し</p>	(人権・男女共同推進室)	



## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>て” 市政に参加する組織づくり、もう1つは、地域を越えて、全市的あるいは県や国など広域的に活動する個人や団体が連絡会形式で人権運動に参加できる組織づくりです。</p> <p><b>(1) 地域を基盤とした人権運動</b></p> <p>地域社会の中には、区、自治会活動や各種団体の活動、公民館活動などさまざまな活動があり、それらが地域と密接にかかわっています。防犯、交通、消防、非行防止、福祉等のような活動もその一つです。</p> <p>その他にも多くの活動はありますが、人権啓発・学習に参加する住民が偏り、地域の“人権ネットワーク”づくりに大きな課題を残して、誰でもが参加しやすい方法等が新たな方策が必要になってきています。</p> <p>本市においては、このような課題を解決するために「人権啓発推進委員会」を組織し、又地域活動を行なう「人権啓発推進連絡協議会」が組織されています。これらの会の活動を通して市民は、自分たちの地域において自分たちの人権問題に取り組むこととなります。</p> <p>子どもの虐待を始めあらゆる人権侵害を予見して、悲惨な結果に至ることを未然に防止する力となるのは、何といたっても地域住民であり、隣人です。</p> <p>地域における穏やかで潤いのある人間関係をつくることを目的とした人権の取り組みにより、人権の視野を広げ、自他の権利と義務と責任を合わせて認識した市民が着実に育っていくこととなります。</p>		
<p><b>(2) 人権を考える市民団体との連携づくり</b></p> <p>人権施策を推進するための団体は、地域に基盤をおくものと、地域の枠組みを越えて組織されたものの2つに分けられます。</p> <p>そこで、次のような団体等で構成する「人権を考える市民団体連絡会」（仮称）を設置し、団体間の連携を図り、地域における人権施策の推進に努めます。</p> <p>① 構成団体等</p> <p>人権分野別団体、企業（代表）、人権<sup>(*)</sup>NGO、人権<sup>(*)</sup>NPO、人権オンブズパーソンなど</p>	<p>（人権・男女共同推進室）</p>	

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

<p>② 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各団体・グループ間の情報ネットワークの構築・活用</li> <li>・ 施策推進に関する事項の協力依頼</li> <li>・ 各団体・グループの人権実態についての情報交換</li> </ul>		
<p><b>(3) 相談・支援・救済の体制づくり</b></p> <p>人権尊重の社会づくりのためには、人権尊重の心をつくり育てることと、人権侵害が発生した場合には、その人権侵害をいかにして救済するかということの両面の体制づくりが求められます。</p> <p>① 相談、支援体制の充実</p> <p>相談・支援に関する情報を収集し、積極的に市民に提供するとともに、関係機関等との連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。</p> <p>② 救済体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の人権擁護施策の動向を踏まえながら、人権侵害に対する救済について適切に対応します。</li> <li>・ 本市では、差別事件があった時の処理体制や処理方法を策定して取り組んでいますが、今後、必要に応じて見直しを行います。</li> </ul>	<p>(人権・男女共同推進室)</p>	
<p><b>結びにかえて</b></p> <p>この基本方針は、橋本市が主体となって推進していく施策に関するものとして平成17年3月に橋本市人権施策基本方針を策定したところでありますが、平成18年3月の合併に伴い、新橋本市として進める人権施策を見直し、また策定後の法整備や制度、取組の変化等について同基本方針を見直し改訂したものです。</p> <p style="color: red;"><u>さらに改訂後10年近く経過し、新たな人権課題や法律の制定に伴い、2次改訂を実施しました。</u></p> <p>今後、国及び県の指導・援助をいただきながら、他市町村との強い連携を図り、また全市民の力を集め、各地域の特性に応じた幅広い市民参加による取組を行うことが重要です。</p> <p>人権施策推進にあたって最も留意すべきことは、この基本方針を単なる理念や文章だけに終わらせることなく、あくまでも具体的・個別的に市民の日常生活に生かしていく</p>		

## 【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

ことです。

また、この基本方針の策定は、作ることが目的ではなく、これを出発点として各種人権施策に取り組み、差別のない、誰もが住んでみたい・住んでよかったと思える橋本市を作り上げることが究極の目的です。

そのため、人権行動計画を策定し、定期的に人権啓発の取り組みを点検し、推進していきます。